

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 4 条 美郷町公民館設置条例施行規則第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町公民館使用料徴収条例 （使用料の還付） 第 4 条 次の各号に該当する場合は、使用料の全部若しくは一部を還付することができる。 （1） 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設を使用できなくなったとき。 （2） その他町長が認めたとき。</p> <p>○美郷町公民館設置条例施行規則 （使用料の還付） 第 8 条 徴収条例第 4 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。 2 使用料の還付条件及び還付額は次のとおりとする。 （1） 災害、降雨、その他使用者の責めに帰することができない不可抗力の理由により使用できなくなった場合は、既納付額の全額 （2） 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取消した場合は、既納付額の全額 （3） 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 14 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の全額 （4） 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 7 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の 2 分の 1 の額</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	7日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町公民館使用料徴収条例 （使用料の免除） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を課さない。 （1） 官公署が公務のために使用するとき。 （2） 教育機関が使用するとき。 （3） 町内の公共的団体が使用するとき。 （4） 町の後援を受けた団体が非営利目的で使用するとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日